平成２２年（フ）第２１２号
宮崎県東臼杵郡門川町大字川内7605番地１
債務者　岩井　正則
１　決定年月日時　平成22年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第３１５号
沖縄県那覇市曙２丁目８番８号　照屋アパート401
債務者　石川眞紀子（旧姓上原）
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４０７号
沖縄県浦添市勢理客３丁目11番13―102号
仲程アパート
債務者　新城　昌子
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４２１号
沖縄県那覇市字松川277番地　アパート松川277―503
債務者　呉屋美智代
１　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２０５号
宮城県大崎市田尻字町51番地２
債務者　手島　恵美
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
宮城県大崎市古川駅南３丁目９番地２　サンピア102号、従前の住所宮城県大崎市三本木桑折字下屋敷１番地１
債務者　佐々木友和（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
長野県松本市大字中山6339番地６
債務者　赤澤正一郎
１　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７０６号
兵庫県尼崎市今福１丁目１番18―403号
債務者　大垣　　優
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７４１号
兵庫県西宮市甲子園網引町４番11―303号
債務者　新村ボウリングサービスこと　新村光男
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７７０号
兵庫県西宮市鳴尾町１丁目22番１―301号
債務者　植田　守彦
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０６号
兵庫県尼崎市武庫之荘２丁目８番６号ＡＲＣＥＮＣＩＥＬ603号、住民票上の住所兵庫県尼崎市武庫元町１丁目14番22号
債務者　まつげエクステンション＆ネイルｅｖｅｒ　ｈｅａｒｔこと　渡邊　久美
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８０７号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目３番35号
債務者　三好　隆之
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８１７号
兵庫県西宮市美作町７―７　グリーンフォレスＡ―201号、住民票上の住所兵庫県芦屋市陽光町６番６―401号
債務者　田中　將世
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８２３号
兵庫県芦屋市楠町７番20―201号
債務者　上田真由美（旧姓浅田）
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８２６号
兵庫県西宮市今津真砂町１番12―707号
債務者　秋田　広美
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８５２号
兵庫県尼崎市道意町６丁目５番地の３月光荘、前住所兵庫県尼崎市大庄西町４丁目３番６―105号
債務者　小山　　貢
１　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９５号
愛媛県宇和島市妙典寺前乙1206番地25
債務者　河野　禎子
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１０５号
愛媛県宇和島市愛宕町１丁目２番32号
債務者　境　　喜久
１　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
松山地方裁判所宇和島支部